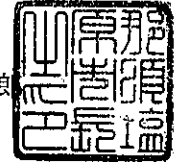




那塩課第444号
令和3(2021)年9月27日

旅行業の皆様へ

栃木県那須塩原市長 渡辺 美知太郎



入湯税の税率特例措置期間の終了について

平素から本市の観光行政、税務行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、コロナ禍における「新しい観光のあり方」を策定し、観光地の信頼（安心・安全）を確保する取組として、新型コロナウイルス感染症対策調査事業（PCR検査）を実施しており、その財源については入湯税の税率の引上げで対応してまいりました。

今般、皆様の御協力により、想定よりも早い時期に調査事業実施に必要な財源を確保する見込みとなりました。厚く御礼申し上げます。

つきましては、当初の特例措置期間（令和2(2020)年12月1日から令和4(2022)年3月31日まで）を短縮し、令和3(2021)年9月30日をもって、特例措置期間を終了させていただきます。

今後とも本市観光行政及び税務行政に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 特例措置期間終了に伴う入湯税の取扱いについて 別紙1のとおり

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 那須塩原市役所

■ 入湯税の税率引上げに関すること

⇒ 総務部課税課 税制係

(電話番号) 0287-62-7179 (FAX番号) 0287-62-7221

(メールアドレス) k-kazei@city.nasushiobara.lg.jp

■ 責任ある観光（レスポンシブル・ツーリズム）、観光事業に関すること

⇒ 産業観光部商工観光課 観光係

(電話番号) 0287-62-7156 (FAX番号) 0287-62-7223

(メールアドレス) k-shoukoukankou@city.nasushiobara.lg.jp

特例措置期間終了に伴う入湯税の取扱いについて

令和 3 (2021) 年 9 月
那須塩原市

1 特例税率適用期間の短縮について

当 初 令和 2 (2020) 年 1 2 月 1 日～令和 4 年(2022) 3 月 3 1 日

短縮後 令和 2 (2020) 年 1 2 月 1 日～令和 3 年(2021) 9 月 3 0 日

2 期間末日の徴収について

特例措置期間の末日になる令和 3 (2021) 年 9 月 3 0 日の宿泊に係る入湯については、特例税率で徴収してください。

- ① 9 月 3 0 日から 1 泊 2 日 特例税率で徴収
- ② 9 月 3 0 日から 2 泊 3 日 1 泊目 → 特例税率で徴収
2 泊目 → 引上げ前の税率
(1 5 0 円(自炊は 1 0 0 円))

3 予約サイトの対応について

各種インターネット予約サイト（じゃらん、楽天等）の標記の修正については、必要に応じて各自で対応してください。市ホームページにも「入湯税の税率の引上げ期間の終了について」という内容を掲載しますので、こちらを御参照ください。

4 募集型企画旅行商品の取扱いについて

募集型企画旅行商品については、旧税率の 1 泊 1 5 0 円の税率を適用しています。特例措置期間の短縮による変更はありません。

5 その他

入湯税の申告納入期限は、入湯月の翌月末日になります。期限を過ぎた場合は、延滞金徴収の対象となりますので御注意ください。